

徳島県民文化祭共催事業等募集要項

1 趣旨

徳島県民文化祭開催委員会（以下「開催委員会」という。）は、市町村または各文化団体・個人等が実施する文化的事業を次に掲げる徳島県民文化祭（以下「県民文化祭」という。）の各事業として承認することにより、県民文化祭の開催機運の醸成を図るとともに、多くの県民が県民文化祭に参加し、もって「文化の力でまちづくり」を推進する。

2 事業区分

徳島県民文化祭開催要綱に定める事業で、次の事業とする。

（1）共催事業

県民文化祭開催期間内に県内の公立文化施設で開催される自主事業及び企業メセナとして実施される事業等とする。

（2）協賛事業

県民文化祭開催期間内に県民文化祭に賛同し、その趣旨に沿って開催される文化的事業とする。

（3）特別協賛事業

その他、県民文化祭の趣旨に賛同し、開催される文化的事業とする。

3 対象

徳島県内に在住し、県民文化祭の趣旨に賛同し、文化的事業を開催する団体または個人

4 要件

次のいずれにも該当するものとする。

（1）主たる会場が徳島県内にあること。

（2）「あわ文化」の創造・継承・発展に資するものであること。

（3）広く一般の者に公開されるものであること。

（4）特定の思想、政治または宗教的内容でないこと。

（5）公序良俗に反しないこと。

5 申請・申込及び承認

（1）「2事業区分」に掲げる各事業への参加を希望する場合は、当該事業が実施される期日の1カ月前までに、「徳島県民文化祭共催事業等申込書」（別紙様式第1号）に関係書類を添付し、開催委員会に提出するものとする。

- (2) 開催委員会は、事業内容が「3 対象」及び「4 要件」に該当するかどうかを確認し、申込者に対し、承認の可否を書面により行うものとする。
なお、開催委員会における経費の負担は、一切ないものとする。
- (3) 当該事業の実施に際し、「2 事業区分」に掲げる事業のうち、(1)の承認を受けた者は、共催として「徳島県民文化祭開催委員会」を、(2)及び(3)の承認を受けた者は、「第〇回徳島県民文化祭協賛事業」または「第〇回徳島県民文化祭特別協賛事業」と明示すること。
- (4) 各事業の承認を受けた者は、当該事業に係るチラシ、ポスター、その他印刷物を事業実施までに開催委員会に提出するものとする。
- (5) 承認後であっても、「3 対象」及び「4 要件」に該当しないことが明らかになった場合、その他不適切な行為等があった場合には、承認を取り消すことがある。

6 報告

当該事業の承認を受けた者は、事業終了後30日以内に、「事業実施報告書」（別紙様式第2号）に関係書類を添付し、開催委員会に提出するものとする。

7 変更等の届出等

承認を受けた事業の内容を変更する場合、または中止する場合は、速やかにその旨を開催委員会に届け出なければならない。

附則

- この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- この要項は、平成26年5月12日から施行する。
- この要項は、平成28年5月10日から施行する。
- この要項は、平成29年6月8日から施行する。
- この要項は、令和2年8月7日から施行する。
- この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- この要項は、令和6年3月12日から施行する。